

福井市監査告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月28日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉保健部

福祉事務所

子育て支援課

議会事務局

庶務課及び議事調査課

教育委員会事務局

学校教育課（放課後児童育成室）、生涯学習課、文化財保護課、図書館、みどり図書館（清水図書館）及び桜木図書館（美山図書館）

監査事務局

農業委員会事務局

(2) 監査範囲

ア 福祉保健部及び教育委員会事務局

令和２年度及び３年度（１０月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

イ 議会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局

令和２年度及び３年度（１２月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

ア 福祉保健部

令和３年１２月２４日から令和４年３月２２日まで

イ 議会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局

令和４年１月２７日から同年３月２２日まで

ウ 教育委員会事務局

令和３年１２月６日から令和４年３月１４日まで

5 監査の結果

上記１から４までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の

対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

令和2年度の国の保育対策総合支援事業費補助金において、一部の実施事業について交付申請が行われなかったため、当該事業分の補助金交付を受けることができなかった。

これは、当該補助金を交付申請する子育て支援課と、当該事業を実施している学校教育課（放課後児童育成室）とで、意思の疎通が十分に図られずに交付申請に係る連携が不足していたこと、及びそれぞれの所属においてチェック体制が不足していたことに起因していた。

また、当該補助金の交付申請漏れが判明した時点における組織への報告についても不十分であった。

補助金の交付申請に当たっては、適切な事務処理をすることはもとより、チェック体制を強化し、重大な事案については直ちに報告する体制を整備されたい。

【福祉保健部福祉事務所子育て支援課及び

教育委員会事務局学校教育課（放課後児童育成室）】

(意見)

公民館の使用料の減免の対象及び減免率については、条例等で規

定するべきであるが、減免率についての規定はなく、減免の対象については、公民館の手引きで定めていた。また、使用取消しに伴う使用料の返還については、条例、規則及び公民館の手引きのいずれにも定めていない。

所管課は、使用料の減免及び返還に関する規定を整理し、条例等で規定することが望ましい。

【教育委員会事務局生涯学習課】

(意見)

生涯教育施設における使用料の返還について、福井市生涯教育施設の設置及び管理に関する条例第9条ただし書で「規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を返還することができる。」と規定されているが、返還に係る条件や額といった本来規則で定めるべき事項を事務取扱要綱で定めている。

また、当該事務取扱要綱の規定では「社会通念上やむを得ない理由があると認められる場合」は使用料を免除できる旨を付加している。しかし、社会通念上やむを得ない理由という判断基準は、客観性がない。

所管課は、使用料の返還に関する運用において、客観性、公平性が担保される規定となるよう規則を改正することが望ましい。

【教育委員会事務局生涯学習課】